

[事案 27-233] 転換契約無効請求

・平成 28 年 6 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

転換契約時に、募集人から「保険料を少し足すだけで、年金に保険がついてくる」などと言われて契約したとして、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 3 月に契約した個人年金保険について、平成 18 年 3 月に終身保険に転換したが、以下の理由により、転換契約を無効としてほしい。

- (1) 転換契約時、募集人から、暗い玄関先で資料も使用せずに保険内容の説明を受け、「保険料を少し足すだけで、年金に保険がついてくる」と誤った説明を受けた。また、募集人は、年金保険を解約すると発生するデメリットなど、重要事項説明を行っていない。
- (2) 何度も「配偶者と相談する」などと退去を求める意思表示をしたが、募集人に聞き入れてもらえず、困惑した結果、年金が残るのであればと思い、契約してしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は転換比較表にて説明を受けており、苦情申し出も転換契約時から 10 年近く経過してからである。
- (2) 募集人は申立人と初対面であり、強引な勧誘はできない。また、申立人は、生命保険面接士による健康確認を受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応および説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換契約時の状況を把握するため、申立人および募集人（2 名）に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が説明を受けていないとは認められず、募集人らが申立人に転換契約の申込みを強要したとも認められないことから、申立人の主張は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、他の契約に加入していることを聞いたが、その内容や申立人のニーズを把握せず、結果として、あまり必要性がない転換を行った。
- (2) 募集人は、転換制度について理解しておらず、年金が転換によって消滅することを明確に説明せず、少なくとも誤解を招きやすい説明をしたものと思われる。